

静岡県公立大学法人質保証委員会規程

令和3年4月1日 規程第201号

改正 令和4年4月1日、令和6年4月1日、令和7年4月1日、令和7年12月24日

第1章 総則

(設置)

第1条 この規程は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部における内部質保証を推進するために設置する静岡県公立大学法人質保証委員会（以下「法人委員会」という。）及び静岡県立大学部局質保証委員会（以下「部局委員会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。

第2章 法人委員会

(所掌事項)

第2条 法人委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価に係る基本方針及び自己点検・評価項目の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施（中期計画、外部評価を含む）に関すること。
- (3) 改善方策の検討に関すること。
- (4) 内部質保証活動報告の公表に関すること。
- (5) 内部質保証の体制に関すること。
- (6) 静岡県公立大学法人内部質保証規程（以下「内部質保証規程」という。）第5条に規定する第三者による評価の受審に関すること。
- (7) 静岡県公立大学法人評価委員会による評価に関すること。
- (8) その他法人委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 法人委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法人理事（教育・学生支援担当）
- (2) 法人理事（研究・国際交流担当）
- (3) 法人理事（総務担当）
- (4) 副学長
- (5) 学部長
- (6) 学府長
- (7) 研究科長
- (8) 研究院長
- (9) 短期大学部部長
- (10) 附属図書館長
- (11) 短期大学部附属図書館長
- (12) 事務局長
- (13) 事務局次長

- (14) 経営戦略部長
- (15) 総務部長
- (16) 教育研究推進部長
- (17) 学生部長
- (18) 短期大学部事務部長
- (19) 短期大学部学生部長
- (20) 教務委員長
- (21) 国際交流委員長
- (22) 広報委員長
- (23) 产学官連携推進本部長
- (24) その他理事長が指名する者

(委員長)

第4条 法人委員会に委員長を置き、第3条第1号の者をもってこれに充てる。

2 委員長は、法人委員会の会務を総理する。

3 法人委員会に副委員長を置き、第3条第2号の者をもってこれに充てる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 法人委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 法人委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 法人委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、法人委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門部会)

第7条 内部質保証に係る専門的事項を遂行するため、法人委員会に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、法人委員会が別に定める。

第3章 部局委員会

(所掌事項)

第8条 部局委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 内部質保証規程第2条第1項に掲げる部局（以下「部局」という。）における内部質保証の実施に関すること。
- (2) 自己点検・評価に係る基本方針及び自己点検・評価項目の具体化に関すること（部局に関する事項）。
- (3) 自己点検・評価の実施（中期計画、外部評価を含む）に関すること（部局に関する事項）。

- (4) 改善方策の検討に関する事項（部局に関する事項）。
- (5) 内部質保証活動報告の作成に関する事項（部局に関する事項）。
- (6) 内部質保証規程第5条に規定する第三者による評価の受審に関する事項（部局に関する事項）。
- (7) 静岡県公立大学法人評価委員会による評価に関する事項（部局に関する事項）。
- (8) その他部局委員会が必要と認める事項。

（組織）

第9条 部局委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部、大学院（研究科、学府、研究院）または短期大学部においては学部長、研究科長、研究院長または短期大学部部長、事務局及び附属図書館においては事務局長
- (2) その他部局で指名する者
- (3) 部局委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（委員長）

第10条 部局委員会に委員長を置き、前条各号に掲げる委員の中から部局が選出する者をもってこれに充てる。

2 委員長は、部局委員会の会務を総理する。

第4章 雜則

（庶務）

第11条 法人委員会の庶務は、経営財務室において処理する。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、法人委員会の運営に関し必要な事項は、法人委員会の委員長が法人委員会に諮り、定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会規程及び静岡県立大学質保証委員会細則は廃止する。

附 則

この規程は、令和7年12月24日から施行する。